

第十九部 第一類

(一九五)

第二回 參議院 議院運営委員會 政黨及び選挙に関する小委員会 會議錄 第三号

昭和二十三年五月十七日(月曜日)

本日の會議に付した事件

○政治資金規正法案(衆議院提出)

午後一時三十分開會

○委員長(藤井新一郎) 只今より政

及選挙に関する小委員会を開きま

す。

○黒川武雄 ことを読んで見ますと

非常にこの手續が複雑で、又手續を要

するところが多くて、大体この届出を

受けて、これを公開することが簡単に

できる制度を設けるには、相當に人員

を要すると思いますが、そういう点は

どういうことになっておりますか。

○衆議院事務局(三浦義男) この法案

が、幸いに兩院を通過いたしました

が、実行になりました場合には、全

國選挙管理委員會が、全般的な

監督の下に地方の選挙管理委員會に

おきましては適正な運用を図るとい

ことになるわけでありまして、これら

の点に關しましては、全國選挙管理委

員會の事務局から説明して頂いた方

が結構じやないかと思ひます。

等が誠に不完全でありまして、形だけ

では整えておりますけれども、決して

これは、親切な意味合いでの公開では

なかつたように思われます。従いまし

て一方では、各段階の選挙管理委員會

に、人員の増加をいたさなければ相成

らんと思つております。最小限にいた

しまして、都道府縣に五名以上とい

うのは少いのであります。市に二名、

町村一名ぐらゐの人間の増員は最少限

必要だと思つております。町村一名と

申しまして、これはすでに一万人と

いうことに相成ります。これらの予算

の折衝というものは相當容易ならぬ問

題になつておるのであります。別途

大藏省の事務局とは折衝いたしてお

ります。これらの人的物的に要します

費用は、只今のうちに府縣に五人、

市に二人、町村に一人というやうな、

極めて少い数でございまして、約十

億の経費は最少限要する状態でありま

す。この外に保存いたします設備で

ありますとか、閲覧場所の公開の設

備というやうなものも考えますと容

易ならぬ経費に上るのでございませ

す。それらのものを可及的節約いたし

ても、約十億という経費がございま

の結果不正確なものでそのまゝ通つ

てしまふというやうなことに相成りま

すると、非常に正しい届出をしました

方と、然らざる者との間に何ら差異が

ない。而も國民がこれを十分に判断す

るやうな機会も與えられないというこ

とでは、空文に化してしまふ虞れがあ

りますので、それらの点についての設

備はどうしても十分いたしたいと思つ

ております。で、それらと並行いたし

まして、法律並びにこれに伴います各

種の規則等を印刷して各市町村に配付

いたしますと、國會の開會中にも

今日のまでの経過においてで得る限り

早く府縣、少くも府縣の選挙管理委員

會に事務局を呑み込んでおいて貰いま

す。いよいよ成立いたしました曉にお

いては、パンフレット、ポスター等を

作成して配付いたしますとか、更に府

縣ブロックに細分いたしますと、数市

町村毎に講習會も開いて参りますとか

その他新聞、雑誌等も利用いたします

等、あらゆる方法による周知徹底は、

並行して是非いたして参らなければ、

只今までの新聞記事等に現れておりま

すところでは、府縣なら、市町村選挙

管理委員會すら、國民は勿論、事務局

が、この前もよつとお尋ねしたのです

けれども、どうもまだはつきりしない

ので、重ねてお尋ねしたいと思ひま

す。この言葉は二十一年の勅令第一

号の言葉そのまゝを書いてあるわけな

んですが、勅令第一号の「政黨、協

會其の他ノ團體」というのは、政黨と

政黨にあらざる政黨結社という意味で

あつて、經濟團體がたゞ選挙に關

係するとかいうやうなのは、含んでな

いわけなんですか、さうだとす

れば、この間から御説明、この法案

に書いてある「その他の團體」という

の意味が違ふということになる。意

味が違ふということになる。意

味が違ふということになる。意

味が違ふということになる。意

味が違ふということになる。意

味が違ふということになる。意

味が違ふということになる。意

味が違ふということになる。意

味が違ふということになる。意

味が違ふということになる。意

味が違ふということになる。意

味が違ふということになる。意

味が違ふということになる。意

味が違ふということになる。意

むしろ政治資金規正法案に言う「政黨、

協會その他の團體」の方が範圍が廣い

かと考へるのであります。尙經濟團體

等に関するものは、ボツ勅令第一号の

第五條の關係におきましては、例え

ば労働組合等に例を取つて申上げます

と、労働組合等は、最初ボツ勅令第一

号ができましたときには、これから除

かれるということに規定がつておつ

たのであります。で、その後の改正に

よりまして、第五條の中に労働組合

等も含むと、こういうことになつた

のであります。含みますが、た

だ届出事項が五條の第二項におきま

して六号に分けておいて、書いてござ

います。その第六号に掲げてあり

ます事項のうち「構成員ノ住所及氏名並

ニ從來所屬シタルコトアル一切ノ政治

的又ハ思想的團體ノ名稱」こういうこ

とだけは特に適用しない。それ以外の

事項は、すべて適用があるのであり

まして、従いまして労働組合等が特に選

挙等の場合につきましてもボツ勅令第

一五の第五條の一、二、三号に掲げて

おりますやうな行爲をした、さう

いう目的を持つ場合においては當然そ

の適用があるということになるのであ

場合におきましては、範圍は大体同じであると思いますが、多少違ふ点もあり得ると、かように考えておるわけでありませう。

○竹下重次郎 どうもこの間からの御説明を総合しまして、ポツ勅第一号で「政党、協会其の他ノ団体」という言葉と、この案による言葉は、同じ文字が使つてあつてもその範圍が幾らか食い違ひがあるような感じがしておつたのでありますが、今三浦さんの御説によりましてこの想像が當つておると、同じ文句が使つてありますという、法律が別々になつておりますというその解釈というものは同じものではないかと、國民が解釈するのが、これはまあ常識だろと思つておる。そうだとすれば、多少とも食い違ひがあるならば、やはり違つた言葉で表現されることの方が間違ひを起さぬのじやないか、國民の方でも不安を抱かないということになるのじやないかと思つます。それじやどういふうな言葉を使つたらこれに代えられるかというのを考えて見たのでありますが、まだ修正案をどうというのを考えておるわけではありませんが、私は政党それから政党内閣に於ける政事結社その他の団体というふうな書き改めまして、このポツ勅第一号の言葉とは別に解釈して、これは別なものだといふふうな範圍に解釈されることになつて、混乱を生じないのじやないか、こつういふふうに思ひますが、又さういふうな言葉を使うことによつて都合の悪いようなことでもありませんか。

○衆議院参事(三浦義男) 実はポツ勅第一号の五條と本法案の三條との關係は、先程申しましたようなことでございませうが、非常に密接な關係は持つておるわけではございませう。と申しますのは、この政治資金規正法案におきましては、政党、協会その他の団体の結成自体の問題をこゝで規律いたしておるのではないのでありまして、この法律においては政党或いは協会その他の団体はこゝいうあれを言うのだ、そしてその以外の各條の規定におきましてそういう政党、協会その他の団体等の責任者なり何なりは一定の規律を受けるということなのでありまして、それらの政党、協会その他の団体の結成自体は、現在の段階におきましてはポツ勅第一号の五條自体が決定する問題なのであります。ポツ勅第一号五條の届出をしなれば結局政党内閣協会の他の団体として成立し得ないわけでありませう。この法案におきましては、さういう手続によつて成立したもので、こゝういふ目的を持つておるものは、この法律においてこゝういふ取扱ひをする、かようなことにならなければならぬ。「政党、協会その他の団体」という表現は両方同じでありますけれども、それは今のやうな密接な關係を持ちます。連において考えることが必要だと考えますので、特に従来又取扱ひ等においても熟しておりますところの政党、協会その他の団体、更に衆議院の選挙法等におきましては協会といふことを省いてあります。政党その他の団体といふやうなことが衆議院選挙法百六條等にも規定してあります。それらと照應いたしますことは、一般のこれが適用を受ける人達にも却つて分りいいのではないか、かように考えております。

○竹下重次郎 その問題はそれで打切りまして、次にお尋ねしたいことは、この案によりましてと申しますと、政事結社の中の政党と政党内閣以外の政事結社との取扱ひが別になつておるわけでありませうが、政党内閣に於ける政事結社といふものは、大体その組織は政党といふ名を附しておる政事結社に比べれば、まあ小さいのが普通でありまして、けれども、相當に根強く強力に常時活動を續けておるものもあるだらうと思つます。さういふものは、やはり政党と同じやうな取扱ひをする方が望ましい状態にあるのがあると思つたかと思つたのであります。ただ区切りをどこにするかといふことは一つの考慮を要する点だと思つます。それを別にお取扱ひになつておる理由を簡単に……。

○衆議院参事(三浦義男) それは実は御意見の通り立案の過程においては考へられておつたのでございまして、政党といふ名称を特に使つていなくとも、實質上政党と同一の政治活動をするものは、政党といふ範疇に入れまして取扱ひするというのが、第三條の規定の趣旨でございまして、御説の通り実は實質上政党であるものは、この第三條第一項の規定によつてその中に取入れらるゝことに考へて規定いたしましたのでありまして、それ以外のものを協会その他の団体といふことにしたのであります。

○竹下重次郎 そうすると、政党以外の普通我々の言う政党以外の政事結社の中で強力なもの、それを政党と同じやうに取扱ひするのと、扱わないというのと、取扱ひの区別は何を基準としてやるのか伺いたい。

○衆議院参事(三浦義男) その点は政党の定義の問題になると思つますが、政党とは「政治上の主義若しくは施策を推進し」といふことと、その他いろいろありますが、それから更に「公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを本来の目的とする」といふ点に、政党が協会の他の団体と異なる實質上の意義があると思つておるものでありまして、二つの点が政党と協会その他の団体とが實質上異なる点の点でありまして、要するに政治上の主義若しくは施策を推進して行くといふことと、それから更にさういふ政治活動を本来の目的とする団体である。それから協会の他の団体は、さういふ政治活動をするものが本来の目的でなくとも、或る一定の時期、期間におきまして政治上の主義若しくは施策を支持するとか、その他公職の候補者を推薦し若しくはこれに反対するといふ場合において、この法律においては協会その他の団体といふ、かようなことになつておるのであります。第三條の二項において、その点はさういふ考へられまして、た末に、さういふやうな取扱ひを異にする規定にしてあるわけではございませう。

○竹下重次郎 具体的に伺います方が一番はつきりしますが、政治活動をすることを本来の目的としておるんだが、選挙のときに公職の候補者とかいふやうなものは決まないので、こゝういふ団体はどちらに入るのですか。

○衆議院参事(三浦義男) それは政治活動をすることを本来の目的としたしてある場合におきましては、選挙の場合に特に公認とかをするしないといふことは、第三條の要点でございませう。要するに政治上の主義若しくは施策を推進し支持して行くといふことがその中心であつて、それが本来の目的であれば、政党になる、かように考へております。

○竹下重次郎 そうすると、政治活動をすることを本来の目的とするといふのは、大きなものも小さなものもある。今日政党といふ名前を附けないのも……さうすると、その選り別けといふことが非常に困難になつて行くのではないかと思つます。若しくは候補者でも立てるといふやうなことにでもなつたならば、その点ではつきり分りますけれども、それは要件でないのだ。ただ政治活動を平常の本来の目的とするものといふならば、大きなものも小さなものもある。可なり多いだらうと思つます。さうして大小の開きも相當違つたらうと思つます。そこを選り別けなさいことになると、政党以外の政事結社といふものは殆んど全部が政党と同じ取扱ひになる、こゝういふことになつて行くのでありませんか。

○衆議院参事(三浦義男) 政党の定義に關しましては次の三つの場合を実は予定してあるわけでありまして、第一は、政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、若しくはこれに反対することを本来の目的とする団体、第二は、公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを本来の目的とする団体、第三は、政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し、且つ公職、候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを本来の目的とする団体、かように第三條の第一項の規定は読み分けられるわけでありまして、細かく申されれば只今の三つの場合があり得ると考へるのであります。

係は、先程申しましたようなことでござ

○竹下重次君 その問題はそれで打ち

政の定義の問題になると思ひますが

は施策を推進し支持して行くという

あり得ると考へるものでありまして、そ

のいずれに該当する場合におきまして
もそれは政見として取扱い、かように
考へております。

○竹下重次君 いずれの一つでも、該当
すればよろしいという……。

○衆議院参事(三浦義男君) そうです
○竹下重次君 そうすると、可なり小
さい政治団体でもそれに包含される。

いわゆる政事結社と我々が元から言ひ
古しておつた意味の結社というものは
殆んど全部、政見ということになつて
行くかと思ひますが……。

○衆議院参事(三浦義男君) それが本
來の目的でございまして、さういふ
なるわけでございます。

○竹下重次君 大体今日まで我々が政
事結社と言つておるのは、政治を本來
の目的としておるもののみじやないか
と思ひますが、その外に何かあります
か。全部がそうでありませんか。大小
の別はありますけれども……。

○衆議院参事(三浦義男君) 結論的に
申しますと、大体お話のようなことにな
るかと思つておりますが、御承知の
通り、この政治団体の活動は、日頃の
活動よりも、選挙の場合に特にそれが
顯著に現れて来る場合が相当多いの
でありますので、大体実態問題とい
ひましては、そういう小さいいわけ
る実質上の政見と申しますのは、選
挙と結び付いて活動することが多いだ
ろうと思ふのであります。従ひまして
只今のような群小政見と申しますか

そういうものも実質的には相当あり得
ると思ひますが、單に政治上の主義
若しくは施策を推進し、支持し、若し
くはこれに反対するということだけの
ものは、或いは少いかとも考へるので
ありまして、それが選挙と結び付くこ
との場合が相当多いのではないと思
ひますが、これは實際の現状によら
なければ分らないことではございませ
んが、確かに結論的に申しますれば、お
説のようなことになるかとも考へてお
ります。

○委員(藤井新一君) 三浦部長にお
伺ひいたしますが、あなたのように説
明をして行けば、どれも殆んどすべて
が政見に属するのです。そこでやはり
政治上の主義若しくは施策を主張し、
且つその公認をするということが前提
條件でなければ政見と言えないと思ひ
ます。單に政治上の主義を、或いは施
策を主張したからといってこれを政見
と見るならば、殆んどこの社会にある
結社というものはすべて政見に属して
しまふ。そこで政見というものは、今
言ふように、主義と施策と且つ公認と
いう三つのものを、入れることにおい
て定義がなされると思ふのであります
が、その点如何でしょうか。

○衆議院参事(三浦義男君) その点に
關しましては、衆議院の委員会におき
ましても、いろいろ御意見もあつた
た点でございまして、なか／＼根本的
な点でございまして、政見というの
は、何か公職の候補者を推薦し、支持
しようという事柄が本體ではなくて
政見であるからには、それは政治上の
主義施策等を主張し、これを推進して
行くということが政見本來の姿であ

る。言葉を換えて申しますれば、例え
ば政策綱領等を中心として、それを如
何に政治の上に具現して行くかといふ
ことが政見本來の姿であるのであつて
ただその手段として或る場合に公職の
候補者を推薦する場合もあるというよ
うなことも亦言われ得るのではないか
うかと思ふのであります。又公職の候
補者は、国会議員だけでございませ
んで、例へば市町村会議員とか、或
いは市町村長までも公職の候補者の中
には入つておるのでありますので、
例へば政治上の主義、施策を主張し、
且つ市町村会議員を、或る村だけで議
員をやるといふような場合も亦あり得
るわけであるのであります。その場
合が果して本當の政見であるかどうか
というやうな点になりまふと、いろ
いろ問題もあり得るかと思ふのであ
ります。一應の考へ方といたしましては
衆議院の委員会におきましても、私が
先程申上げたやうな意味合ひにお
いて、政見というものは考へて行か
べきである、併し同時に、今のやうな
公職の候補者を推薦する場合も、勿論
政見の中に入つて来る、かような意見
によりまして、第三條第一項の定義が
生れて参りましたわけでありませ

○竹下重次君 いろいろ御説明承り
ました、やはり私の頭に殘つておる
ところは、今の御説明によつても尙
考へ方を強めることになつたわけ
であります。この案の建前としては、
政見、それが一つと、それから政見
以外のいわゆる今日まで我々の使つて
つた言葉で言ふ政事結社と、それから
経済団体などが、たゞ／＼政治運動に
關係してゐる、この後の二つを一括に
して、政見を又他の一つとして、二つ

に分けて法の適用があるように見受け
られるのですが、さうなつておるの
はありませんか。協会その他の団体と
いうのを一つにするといふことは、我
々が今日まで言つておる政見以外の小
さいいわゆる政事結社、それから経済
団体、労働組合などがたゞ／＼政治活
動をやる、本來の目的とするのではな
い、その後の二つの部分を一塊りとし
て、政見の一つのものとして、取扱ひが
違つてゐる。むしろ私の考へによつて
政見と政見以外の政事結社、この方が
性質は密接な關係がある、さういふこ
とで、別に考へられまふべきもので
ないか。ただ余りに小さい政事結社
でもこの法で取扱ふことがどうかとい
ふことは、別に考へられまふべきもの
性質としてはさういふふうに分くべき
性質のものではないか。小さいながら
も政治を本來の目的としておる団体
と、政見と政見以外の政事結社といふ
と、いろいろ政見の定義によつて違
ひますけれども、政治を目的とする
という点に突合致してゐるわけにな
りません。それがさういふふうに分け
ないで、全く平生は政治行動を目的
としてゐる、たゞ／＼政治に關係する
ものと、いわゆる政事結社とを一括の
取扱ひにされておるというものが、ど
うも私よく理解されないのです。

○衆議院参事(三浦義男君) その点に
つきましては、從來の政治団体とい
ふやうな表現を以て考へますれば、い
ゆる三條の二項に掲げてあります政
党といふものは、本來の政治団体であ
るし、三條の第三項の協会その他の團
体は、本來の政治団体ではないが、或
る一定の期間において政治団体的な性
格を持つと、かようなことになるだろ

うと思ふのであります。尙又三條の一
項の本來の政治団体の中におきまし
ても、いわゆる本來の社会的に言われ
ておる政見と、實質上政見と同じやうな
活動をする政見類似のその他の政見、
かようなふうな考へておるわけであ
りまして、殊にこの政見と申しまして
は、全國的な政見、それから地方的な
政見等も尙考へられなければならな
いわけでありまして、大きい政見は勿
論はつきりいたしますけれども、地方
的な政見と、いふものも、地方にお
いて或る程度の基礎を持ち政治活動
をするのでありますから、さういふ
ものを包括した定義を下さなければ
ならないと思ひますので、それらを
加味いたしまして政見の定義が考へ
られておるわけでございます。

○竹下重次君 衆議院の案によります
と、政見の定義といふのは、私共の解
釈によると、むしろ政事結社の定義で
大きいものも小さいものもあつたに
つかり包含してあるかのように思わ
れるのです。あれを皆政見だとすれば、
政見以外の政事結社といふものはも
殆んどなくなつて来るのではないで
すか、さうはならないのですか。あの
以外に政事結社といふものはどうい
うのがあります。

○衆議院参事(三浦義男君) それは政
事結社の解釈だと思ふのでございま
すが、政事結社といふものを、もうす
でに現存し既存してゐるものだけを政
事結社として取扱ひか、或いはさうで
なくして或る一定の場合においてさう
政治的活動をする場合も政事結社と
するかという概念の規定の仕方によつ
て違つて来るのであらうと思ふのであ

まして、既存のいわゆる政事結社という概念からいいますれば、勿論政見以外にはそういう政事結社というものはあり得ない、こういうことになるわけでありますが、併しながら或る一定の場合に又政治活動の範囲に入つて来る場合において、それを政事結社と言ふか言わないか、どちらが適当であるかという事は、又概念規定の問題であると思ひますが、私はそれを廣い意味において第三條第二項のように、只今申上げましたような場合においても、それは政事結社であると言つて差支ないのではないかと思つております。ただその場合にどこまでも前提をいたしましては、そういうことを本来の目的とする政事結社と、一時的にそれを目的とする政事結社というように、内容的には分れるのだという前提の下においてさう考へておるわけでありまして、これは概念の規定の仕方の問題でありますから、或いは御説のように政事結社というものを考へるのも亦一つの考へ方だと思ひますが、第三條においては一體さうに考へております。

問題でありますから、私の言うことが必ずしも正しいと言ふわけではありませんが……

○衆議院参事(三浦義男君) ちよつとそれに関連いたしまして申上げたのは、結局政見と協会その他の団体と申しまして、この法律においてさうに取扱つてのありまして、先程申しました結成自体の問題とは第一に別個であるということと政見、協会その他の団体とを分けました実質上の法律上の効果は、結局政見につきましては寄附及びその他の収入というものを会計帳簿に記入し、報告書を出す場合にさういふことを明らかにして出すということになるわけでありまして、協会その他の団体はただ外部からの寄附だけでいいという取扱ひの相違が、政見と協会その他の団体の区別の法律上の効果になるわけでありまして、その他におきまして多少いろいろの点が違ひますけれども、大ざかみに申しますとさういふことになるわけでありまして要するに政治資金公開の方法といたしまして、実質上政治活動をする者にとこまで資金公開を取上げるのか、或いはさうでない一時的のものか、どの程度まで資金公開を認めるかということによつて問題が決まることであらうと思ふのであります、この法案におきましては今申上げましたようなことになつておるわけでありまして。

○衆議院参事(三浦義男君) さうですと代表者といふ一つの言葉と、二つ並べてあるのとさういふ違ひがあるのですか。と申しますと、代表者なら代表者といふことは一つでよいのではないかと思ひます。

○衆議院参事(三浦義男君) それは従来の法律用語、例えばボツ助第一号において主幹者といふ言葉を使つておられます。衆議院議員選挙法におきましては百六條の規定におきましては代表者又は主幹者といふことになつておりますので、要するに代表者又は主幹者と申しまして、実質上は同じでありますけれども、従来の団体の概念から申しまして、主幹者といつた場合には、幹事長的なさういふ人の場合を主幹者として現わす、要するに実質上は代表者といふような意味に近いわけでありまして、さういふような用語になつておりますので、ただそれに従つたものであります。

○衆議院参事(三浦義男君) 会社におきましてはさういふことになつておると思ひます。

○衆議院参事(三浦義男君) ちよつとそれに関連いたしまして申上げたのは、結局政見と協会その他の団体と申しまして、この法律においてさうに取扱つてのありまして、先程申しました結成自体の問題とは第一に別個であるということと政見、協会その他の団体とを分けました実質上の法律上の効果は、結局政見につきましては寄附及びその他の収入というものを会計帳簿に記入し、報告書を出す場合にさういふことを明らかにして出すということになるわけでありまして、協会その他の団体はただ外部からの寄附だけでいいという取扱ひの相違が、政見と協会その他の団体の区別の法律上の効果になるわけでありまして、その他におきまして多少いろいろの点が違ひますけれども、大ざかみに申しますとさういふことになるわけでありまして要するに政治資金公開の方法といたしまして、実質上政治活動をする者にとこまで資金公開を取上げるのか、或いはさうでない一時的のものか、どの程度まで資金公開を認めるかということによつて問題が決まることであらうと思ふのであります、この法案におきましては今申上げましたようなことになつておるわけでありまして。

○衆議院参事(三浦義男君) さうですと代表者といふ一つの言葉と、二つ並べてあるのとさういふ違ひがあるのですか。と申しますと、代表者なら代表者といふことは一つでよいのではないかと思ひます。

○衆議院参事(三浦義男君) それは従来の法律用語、例えばボツ助第一号において主幹者といふ言葉を使つておられます。衆議院議員選挙法におきましては百六條の規定におきましては代表者又は主幹者といふことになつておりますので、要するに代表者又は主幹者と申しまして、実質上は同じでありますけれども、従来の団体の概念から申しまして、主幹者といつた場合には、幹事長的なさういふ人の場合を主幹者として現わす、要するに実質上は代表者といふような意味に近いわけでありまして、さういふような用語になつておりますので、ただそれに従つたものであります。

○衆議院参事(三浦義男君) 会社におきましてはさういふことになつておると思ひます。

○衆議院参事(三浦義男君) さういふわけでございます。

○衆議院参事(三浦義男君) さういふわけでございます。

○衆議院参事(三浦義男君) さういふわけでございます。

○衆議院参事(三浦義男君) さういふわけでございます。

○衆議院参事(三浦義男君) さういふわけでございます。

○衆議院参事(三浦義男君) さういふわけでございます。

○衆議院参事(三浦義男君) さういふわけでございます。

○衆議院参事(三浦義男君) さういふわけでございます。

○衆議院参事(三浦義男君) さういふわけでございます。

○衆議院参事(三浦義男君) さういふわけでございます。

○衆議院参事(三浦義男君) さういふわけでございます。

○衆議院参事(三浦義男君) さういふわけでございます。

○衆議院参事(三浦義男君) さういふわけでございます。

○衆議院参事(三浦義男君) さういふわけでございます。

○衆議院参事(三浦義男君) さういふわけでございます。

○衆議院参事(三浦義男君) さういふわけでございます。

○衆議院参事(三浦義男君) さういふわけでございます。

○衆議院参事(三浦義男君) さういふわけでございます。

○衆議院参事(三浦義男君) さういふわけでございます。

○衆議院参事(三浦義男君) さういふわけでございます。

○衆議院参事(三浦義男君) さういふわけでございます。

○衆議院参事(三浦義男君) さういふわけでございます。

○衆議院参事(三浦義男君) さういふわけでございます。

○衆議院参事(三浦義男君) さういふわけでございます。

○衆議院参事(三浦義男君) さういふわけでございます。

○衆議院参事(三浦義男君) さういふわけでございます。

○衆議院参事(三浦義男君) さういふわけでございます。

○衆議院参事(三浦義男君) さういふわけでございます。

○衆議院参事(三浦義男君) さういふわけでございます。

○衆議院参事(三浦義男君) さういふわけでございます。

○衆議院参事(三浦義男君) さういふわけでございます。

○衆議院参事(三浦義男君) さういふわけでございます。

○衆議院参事(三浦義男君) さういふわけでございます。

○衆議院参事(三浦義男君) さういふわけでございます。

○衆議院参事(三浦義男君) さういふわけでございます。

○衆議院参事(三浦義男君) さういふわけでございます。

でありまして、**逆な場合**といたしまし

者が主幹者と会計責任者、この二人を
届け出て、併せてこの職務代行者を雇

○門屋壁一着 第八條はその三つが揃つておらなければならん。代表者と古出責任者が揃つておらなければならん。併し会計責任者の方は、会計責任

○政庁委員(新聞一稿) この立法者は、
申しますか、この案そのものの考え主
は、第八條の会計の経理については非
常に嚴重な態度を採つて行こう。從
てやはりおつしやるように届出には、

協会その他の団体につきましては、これが第三條第三項の範圍内において、いわゆるこの法律の協会その他の団体となるわけでありますので、それと

○政府委員(郡祐一君)　　そういうわけ
であります。
○門屋盛一君　　これが第三條に戻つて
來て、労働組合が今見たに絶えず同

じ活動を続けておる場合には非常に厄介になるわけでござりますが……

○政府委員(都議一君) 実務問題といふことは、その限界がどういふふうになるかといふことは、むしろかといふところがあると思ひますけれども、この案では本来の経済団体としての支出なり、そういう意味で受けた寄附といふものは取扱つていないのであります。その点は例へばボツ勅の百一五の五條の關係から申しましても、あの場合においても協会その他の団体が千円以上の寄附を受けた場合には、これを届け出ることになつておりますから、それとやはり同じ問題になつております。

○委員長(藤井新一君) 他に何かないですか。速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(藤井新一君) 速記を始めて下さい。

○衆議院参事(三浦義男君) 附則におきまして、附則の第五十五條におきまして、「この法律は、公布の日から、これを施行する。」というふうになつておられますので、両院を通過いたしました、いつこれを公布するかということが問題であると思つたわけであります。それで実際は両院を通過いたしましたので、法律を公布しますまでは、国会法の規定によりますと三十日以内にこれをしなければならぬことになつておるわけでありまして、実際この法律は相当のいふ影響の多い内容を含んでおりますので、多少この猶予を置いてこれを公布施行されるというふうなことが望ましいことであると思つておるわけでありまして、仮に両院を通過しました後におきましては、それ

らの点も勘案いたしましたして、公布の日を適當に決定するといふようなことが望ましいことであると思つておるわけでありまして、その團體の意思決定の場合におきまして、それは必ずしも政治活動に必要な場合においては常にやるんだといふようなことであらばその期間を区切つて一々届出をしたり届出を要更ししたりする必要はないと思つたわけであります。特に或る一定の問題については、その問題だけに限定いたしまして、そういう政治活動をする、こういう場合においては期間的になるだらうと思ひます。殊に政界等におきまして、地方のいわゆる或る協会その他の団体等において、例へば何とかな建設反対期成同盟とかいふような特殊の目的を以て作られる団体等もありますので、そういうものはその目的の性質を一時的だ、かようなことに考えております。この法律で、どういふ場合は継続的であるか、どういふ場合は一時的であるかといふことは規定してありません。趣旨はさうなことであります。

た場合においては、その決定の意思に従うより仕方がないと考えておるのであります。その團體の意思決定の場合におきまして、それは必ずしも政治活動に必要な場合においては常にやるんだといふようなことであらばその期間を区切つて一々届出をしたり届出を要更ししたりする必要はないと思つたわけであります。特に或る一定の問題については、その問題だけに限定いたしまして、そういう政治活動をする、こういう場合においては期間的になるだらうと思ひます。殊に政界等におきまして、地方のいわゆる或る協会その他の団体等において、例へば何とかな建設反対期成同盟とかいふような特殊の目的を以て作られる団体等もありますので、そういうものはその目的の性質を一時的だ、かようなことに考えております。この法律で、どういふ場合は継続的であるか、どういふ場合は一時的であるかといふことは規定してありません。趣旨はさうなことであります。

○竹下重次君 認定は、やはり取締りされる方の役所に置かなければならぬせんね。

○衆議院参事(三浦義男君) これは結局最後の判定は裁判所がすることになると思ひますが、この届出につきましては、実は罰則の規定がないわけでございます。第六條の届出をしなかつたからといつても、処罰をしていないのであります。ただ問題は第八條のいわゆる寄附を受けた支出ができないといふことになつておるわけでありまして、……

○竹下重次君 それを受けた場合には……

○衆議院参事(三浦義男君) 受けた場

合には、それに対しては非常に重い処罰があるといふことになつて、間接に届出を勧行せよといふ趣旨になつておるわけでありまして、……

○門屋盛一君 この第五十五條の施行規則のことについて衆議院で審議された場合に、この條文の通りに公布の日からこれを施行するといふことに對して、別に質疑は出なかつたのであります。

○衆議院参事(三浦義男君) この点に關しましては私から特にこの法律の施行の形式といたしましては、公布の日からこれを施行するといふあれもあるし、殊にどういふおれについて昭和何年何月何日から施行するといふやうに、一定の時期を畫してやる方法もあるが、この場合においては、一應公布の日からこれを施行するといふことにして、只今申上げましたような意味において取扱へば、結局何月何日から施行するといふやうなことを實質上要りはないと思ひますが、如何でしょうか。……

○門屋盛一君 選挙管理委員会の方に聴くのですが、大体今のお考えで準備期間にどれくらい必要だと思ひますか。

○政府委員(都議一君) 準備期間は、万全を期しますためには、実はかなり多くの準備期間が必要だと思ひます。法律並びに国会法の建前から申しましうして、可及的三十日間の余裕は持つてほしいと思つております。

○委員長(藤井新一君) 本日はこの程度にして散会しては如何ですか。

〔異議なし〕と云ふ者あり

○委員長(藤井新一君) ついては明後日水曜午前十時から続行したいと思ひます。皆さん御都合如何ですか、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と云ふ者あり

○委員長(藤井新一君) もう一つ御相談いたしましたと思ひますが、この前の衆議院と参議院との連合議院運営委員会において、国会法改正條項のことであるが、これを事務局にお任せするといふことであつたところが、参議院の方からは各派から一名宛委員を選出して、衆議院の議院運営委員と交渉するといふことを決めたんでござります。……

○衆議院参事(三浦義男君) 附則におきまして、附則の第五十五條におきまして、「この法律は、公布の日から、これを施行する。」というふうになつておられますので、両院を通過いたしました、いつこれを公布するかということが問題であると思つたわけであります。……

○竹下重次君 認定は、やはり取締りされる方の役所に置かなければならぬせんね。

○衆議院参事(三浦義男君) これは結局最後の判定は裁判所がすることになると思ひますが、この届出につきましては、実は罰則の規定がないわけでございます。……

出席者は左の通り。
委員長 藤井 新一君
委員 黒川 武雄君
左藤 義詮君
門屋 盛一君

通過しました後におきましては、それ

の意思といたしまして決定いたしました

○衆議院参事(三浦義男君)

受けた湯

たいと思っております。

門屋 盛一君

竹下 豊次君
岩間 正男君

政府委員

全国選挙管理委員会事務局

長 郡 祐一君

事務局側

参事(法制部長)

川上 和吉君

衆議院事務局側

参事(法制部長)

三浦 義男君

説明員

全国選挙管理委員会(選挙

課長) 金子 三郎君

昭和二十三年七月十一日印刷

昭和二十三年七月十二日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局